

東京都市計画沿道地区計画の変更（練馬区決定）
 都市計画春日町二丁目地区沿道地区計画を次のように変更する。

名称		春日町二丁目地区沿道地区計画				
位置		※ 練馬区春日町二丁目地内				
面積		※ 約 2.2 ha（延長約 0.4 km）				
沿道 の 関 整 す 備 る に 方 針 ※	土地利用に関する方針	本地区は、環状八号線の整備や都営地下鉄大江戸線の練馬春日町駅開設などにもなって、生活利便性が向上していくことにより住居系を基本とした市街化の進行と幹線道路の沿道に適した施設の立地が予想される。 したがって、環状八号線に沿ってこれら施設を適切に誘導配置し、良好な居住環境の形成を図る。 あわせて、沿道地区の緑化を積極的に推進することにより、道路と調和のとれた潤いのある市街地の形成を目指す。				
	道路交通騒音により生ずる障害の防止に関する方針	背後地域への道路交通騒音については、環状八号線に面する建築物の適切な誘導配置により防止するとともに、環状八号線の沿道の建築物については防音構造化につとめる。				
沿道 の 整 備 に 関 す る 事 項	建築物等に関する事項	制限項目	建築区分	環状八号線に面する建築物	それ以外の建築物	
		間口率の最低限度	※	7/10		
		建築物の高さの最低限度	※	環状八号線の路面の中心から5m。		
		建築物の構造に関する遮音上の制限	※	環状八号線の路面の中心からの高さが、5m未満の範囲を空隙のない壁が設けられたものとする等、遮音上有効な構造としなければならない。		
		建築物の構造に関する防音上の制限	※	環状八号線に面する居室部分の開口部については、厚さ0.5cm以上のガラス入りの気密型サッシ、開閉装置付換気扇を設ける等、防音上有効な構造とする。		
		建築物の敷地面積の最低限度		110㎡		同 左
		建築物の高さの最高限度		軒高16m		同 左
		建築物等の意匠の制限		外壁の色彩は茶系またはクリーム系を基調としたものとする。		
				屋外広告物の表示面積は、7㎡以下とする。 ただし、建築物の壁面から突出するものについては5㎡以下とする。		同 左
		垣またはさくの構造の制限		生垣またはフェンスとする。 ただし、高さ80cm以下のもの、または、法令等の制限上やむを得ないものはこの限りでない。		同 左

「区域および地区の区分は、計画図表示のとおり」
 (理由) 環状八号線の整備の進捗等にもない、表記の統一等を行うため、沿道地区計画を変更する。

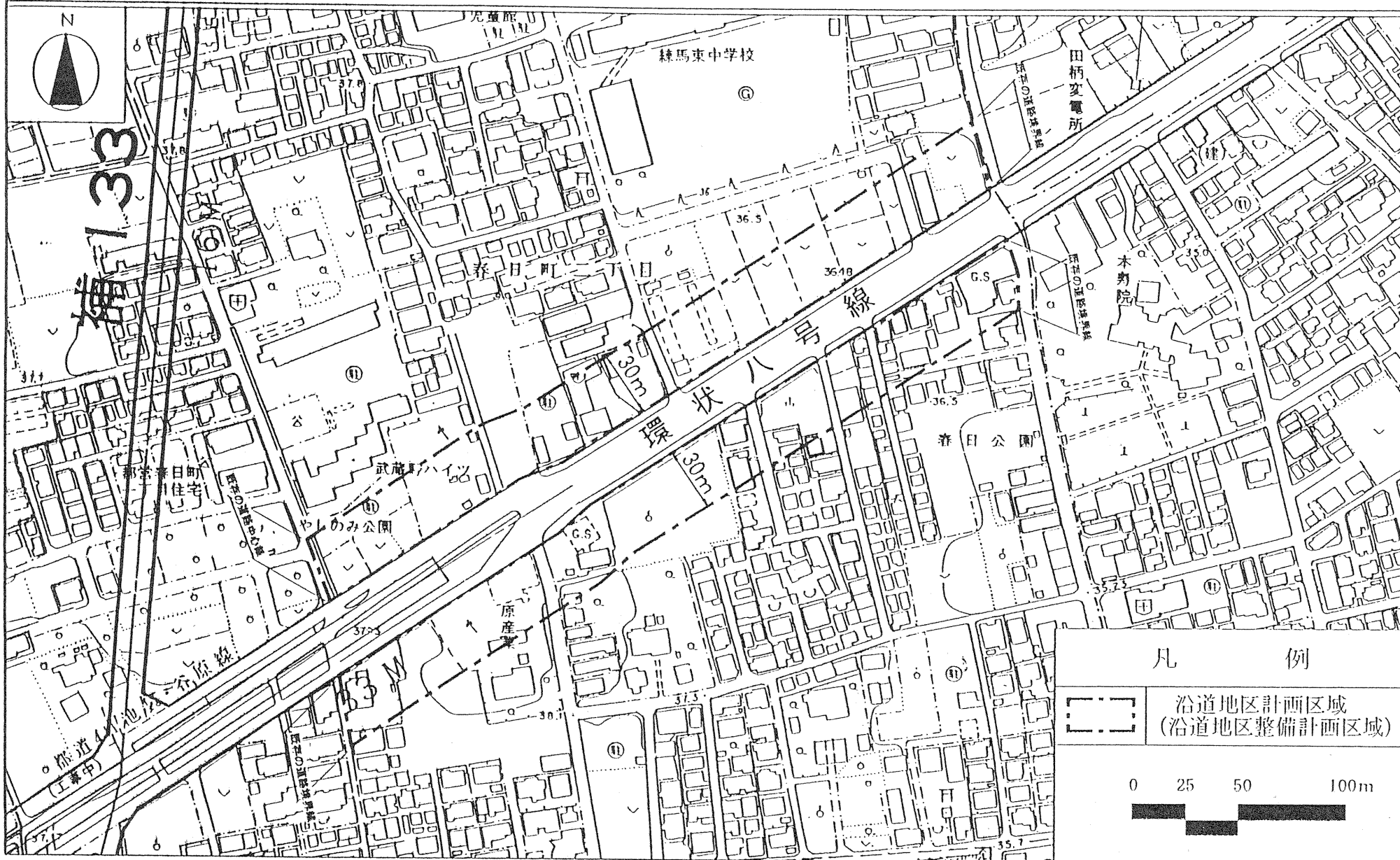
注) ※は都知事同意事項

変更概要

春日町二丁目地区沿道地区計画			
事項	旧	新	摘要
名称	春日町二丁目地区沿道整備計画	春日町二丁目地区沿道地区計画	法改正にともない、表記上の整合を図る。
面積	約2.2 ha	約2.2 ha (延長約0.4 km)	表記上の整合を図る。
共通事項	環状8号線	環状八号線	表記上の文言修正
土地利用に関する方針	<p>本地区は、環状8号線の事業化や都営地下鉄12号線の新駅開設など交通施設の整備に伴って、生活利便性が向上していくことにより住居系を基本とした市街化の進行と幹線道路の沿道に適した施設の立地が予想される。</p> <p>したがって、環状8号線に沿ってこれら施設を適切に誘導配置し、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>あわせて、沿道地区の緑化を積極的に推進することにより、道路と調和のとれた<u>潤いのある市街地</u>をめざす。</p>	<p>本地区は、環状八号線の整備や都営地下鉄大江戸線の練馬春日町駅開設などにもなっ て、生活利便性が向上していくことにより住居系を基本とした市街化の進行と幹線道路の沿道に適した施設の立地が予想される。</p> <p>したがって、環状八号線に沿ってこれら施設を適切に誘導配置し、良好な居住環境の形成を図る。</p> <p>あわせて、沿道地区の緑化を積極的に推進することにより、道路と調和のとれた<u>潤いのある市街地</u>の形成を目指す。</p>	交通施設の整備に合わせた文言の整理
建築物の構造に関する遮音上の制限	環状8号線の路面の中心からの高さが、5m以下の範囲を空隙のない壁が設けたものとする等、遮音上有効な構造としなければならない。	環状八号線の路面の中心からの高さが、5m未満の範囲を空隙のない壁が設けたものとする等、遮音上有効な構造としなければならない。	他の法令との整合性を図る。

東京都市計画沿道地区計画 春日町二丁目地区沿道地区計画 計画図

[練馬区決定]



凡 例

沿道地区計画区域
(沿道地区整備計画区域)

0 25 50 100m